

# ホテル火災対策検討部会報告書（概要）

## <検討の目的及び体制>

平成24年5月13日（日）広島県福山市において死者7名、負傷者3名が発生したホテル火災を踏まえ、ホテル・旅館等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を実施。

「予防行政のあり方に関する検討会」の下に、有識者から構成される「ホテル火災対策検討部会」を新たに開催。

## <ホテル火災に係る課題：多数の死傷者が発生した要因>

- ・ 建物が耐火構造でないため、火災が出火室及びその近傍から上階へ拡大
- ・ 階段部分の防火区画が設けられておらず、火災や煙が階段を経由して上階に拡大
- ・ 従業員による適切な初期消火活動等が未実施

## <緊急調査の結果等>

全国の同様な建築構造のホテル・旅館等に対して緊急調査及びフォローアップ調査を実施したところ、フォローアップ調査において違反率の低下は見られたものの、依然として調査対象の約5割において何らかの消防法令違反が指摘されており、引き続き各消防本部に対して違反是正を徹底するよう要請している。

## <火災予防上の課題とその対応の考え方>

### (1) 各種規制について

#### ア 福山市のホテル火災を踏まえた対応

現行の建築基準法の防火基準への不適合、適切な初期消火活動等の未実施等が、早期の延焼の拡大及び煙の拡散の要因と推定されることを踏まえ、現行の各種規制について適切に遵守させることが必要

#### イ 小規模なホテル・旅館等に係る課題

火災の早期の覚知が重要であることから、小規模なホテル・旅館等（300㎡未満）への自動火災報知設備の設置義務化について検討が必要。その際には、他の小規模就寝施設に係る規制についても総合的な検討が必要

### (2) 立入検査と違反処理の推進方策について

#### ア 立入検査の的確な実施

危険性の想定される防火対象物でありながら消防本部の立入検査が最近9年間未実施となっていたことを踏まえ、建築構造の適合性も含め、的確に人命危険の高い対象物のふり分けを行い、計画的な立入検査が実施される体制の整備が必要

#### イ 危険性・悪質性を考慮した厳格な違反処理の実施

以前の立入検査において、毎回、同じ違反内容を繰り返し指摘するのみで、違反処理の法的プロセスへ移行しなかったことを踏まえ、危険性・悪質性の高い違反について選別して厳格な違反処理に移行する体制の整備が必要。国においても、違反処理に携わる職員の育成に係る研修等の実施が必要

### (3) 火災予防上の危険に係る公表制度のあり方について

#### ア 新たな表示制度の実施

今回の火災に鑑みても建築構造の適合性は防火安全上極めて重要であるが、旧適マーク制度廃止後、建築構造を含めた適合性を情報提供する制度がない。

このため、ホテル・旅館等に対して消防法令に加えて重要な建築基準への適合性も確認していた「旧適マーク制度」の点検項目を基本とし、事業者の申請に基づき消防機関が認定する新たな表示制度を整備することが必要

#### イ 違反对象物の公表制度の検討

現行の規定により消防機関が命令を行った場合の公示は、命令内容の掲示及び市町村公報への掲載が義務付けられているが、広く全国の利用者等へ情報提供するという観点から、インターネットを用いた情報提供を行うことについて検討すべき。

また、法令に適合している対象物を認定する新たな表示制度と併せて、違反对象物の公表も行うことが利用者の立場から非常に効果的であると考えられるため、すでに実施している例を参考に、他の消防機関で実施する場合の問題点等を整理した上で取り組みを推進